



# 新潟県報

発行 新潟県

**第74号**

平成29年9月26日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

## 主要目次

### 告示

- 1066 県税の収納事務の委託の一部改正（税務課）
- 1067 免税軽油使用者証の亡失届（税務課）
- 1068 軽油引取税免税証の亡失届（税務課）
- 1069 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1070 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1071 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 1072 道路の区域変更（道路管理課）
- 1073 道路の供用開始（道路管理課）
- 1074 道路の区域変更（道路管理課）

### 公告

一般競争入札の実施（情報政策課）

## 告示

### ◎新潟県告示第1066号

県税の収納事務の委託（平成28年3月新潟県告示第294号）の一部を次のように改正し、平成29年9月29日から実施する。

平成29年9月26日

新潟県知事 米山 隆一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
1 委託を受けた者 (1)～(3) (略) (4) <u>削除</u>  (5)～(15) (略) 2・3 (略)	1 委託を受けた者 (1)～(3) (略) (4) <u>兵庫県尼崎市潮江一丁目2番12号 株式会社ジェイアール西日本デイリー サービスネット</u> (5)～(15) (略) 2・3 (略)

### ◎新潟県告示第1067号

新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）第108条の規定により、次の免税軽油使用者証は亡失した旨の届出があったので無効とする

平成29年9月26日

新潟県知事 米山 隆一

業種	使用者証番号	有効期間	免税軽油使用者証に記載された使用者の住所及び氏名	交付地域振興局	紛失年月日

農業	佐振税 第1402628号	平成29年1月27日 ～ 平成30年3月31日	新潟県佐渡市大久保 139番地 忠野 佳純	佐渡 地域振興局	平成29年 5月15日
農業	佐振税 第1402756号	平成29年10月20日 ～ 平成30年3月31日	新潟県佐渡市大久保 14番地 忠野 博和	佐渡 地域振興局	平成29年 5月15日
漁船 以外の 船舶	新振税 第0420234号	平成29年4月7日 ～ 平成30年3月31日	新潟県新潟市中央区 四ツ屋町1丁目2993 金子 實	新潟 地域振興局	平成29年 8月27日

## ◎新潟県告示第1068号

新潟県県税規則(昭和34年新潟県規則第63号)第108条の規定により、次の軽油引取税免税証は亡失した旨の届出があったので無効とする

平成29年9月26日

新潟県知事 米 山 隆 一

種類	番号	枚数	免税軽油引取に係る販売業者
100リットル	N14272136～N14272140	5	新潟県佐渡市長石356番地 仲次商事株式会社
50リットル	N14272134～N14272135	2	
20リットル	N14272132～N14272133	2	
10リットル	N14272129～N14272131	3	
50リットル	N14272125～N14272128	4	
20リットル	N14272123～N14272124	2	新潟県新潟市中央区赤坂町1丁目3177-3 有限会社 高橋石油
50リットル	N04709805～N04709832	28	

## ◎新潟県告示第1069号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、南魚沼市の大和郷土地改良区の定款の変更を平成29年9月15日認可した。

平成29年9月26日

新潟県南魚沼地域振興局長

## ◎新潟県告示第1070号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、南魚沼市の南魚沼土地改良区の定款の変更を平成29年9月15日認可した。

平成29年9月26日

新潟県南魚沼地域振興局長

## ◎新潟県告示第1071号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、長岡市及び見附市の一部を受益地域とする県営八丁潟地区農用地保全施設整備(湛水防除)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年9月26日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
平成29年9月27日から平成29年10月25日まで
- 3 縦覧に供する場所  
長岡市役所及び見附市役所
- 4 その他  
(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1072号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年9月26日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 城内焼野線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
南魚沼市野田字堅木981番4から	新	4.6~27.0メートル	291.2メートル
同市野田字堅木970番5まで	旧	4.6~26.5メートル	293.8メートル

◎新潟県告示第1073号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年9月26日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 県道 城内焼野線
- 2 供用開始の区間  
南魚沼市野田字堅木981番4から同市野田字堅木970番5まで
- 3 供用開始の期日 平成29年9月26日

◎新潟県告示第1074号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年9月26日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 県道

2 路線名 春日山停車場春日山城線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市大字大豆字土橋1263番1から	新	11.8～12.7メートル	80.7メートル
同市大字大豆字土橋1258番2まで	旧	11.8～14.8メートル	80.7メートル

備考 路線の重用

全区間県道春日山城直江津線と重用

1 道路の種類 県道

2 路線名 春日山城直江津線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市大字大豆字土橋1258番2から	新	11.8～12.7メートル	80.7メートル
同市大字大豆字土橋1263番1まで	旧	11.8～14.8メートル	80.7メートル

備考 路線の重用

全区間県道春日山停車場春日山城線と重用

## 公 告

### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県団体内統合宛名システム用ファイルサーバ機器等一式の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年9月26日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

新潟県団体内統合宛名システム用ファイルサーバ機器等一式の借上げ

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成29年11月30日（木）

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 平成29年9月26日（火）から平成29年10月10日（火）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時まで

(2) 交付場所 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班番号制度担当（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）

(3) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成29年10月20日(金) 午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県庁入札室

#### 4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であつて、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(5) 3(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。

(6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書(平成29年9月26日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限る。)を提出した者であること。

(7) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

#### 5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

##### (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 平成29年10月16日(月) 午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班番号制度担当

ウ 提出方法 本人(法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

##### (2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 通知日時 平成29年10月18日(水) 午前10時から午後4時まで

イ 通知場所 (1)イに定める場所

#### 6 入札手続等

##### (1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時までに到着するよう郵送すること。

##### (2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

##### (3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額(1に掲げる新潟県団体内統合宛名システム用サーバ機器等一式の1か月当たりの賃貸借料をいう。)に108分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)に100分の8に相当する額を加算した金額

に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。その他入札説明書による。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第62条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の8に相当する金額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む）とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額（1に掲げる新潟県団体内統合宛名システム用サーバ機器等一式の1か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。）に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む）とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

- ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(3) その他

- ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。
- イ その他詳細は、入札説明書による。
- ウ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。